**障害福祉サービス事業者（医療型児童発達支援）自己点検表**

事業所の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自己点検日：　　　　年　　月　　日（　）記入者　職氏名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ○鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年７月１日　鳥取市条例第２号　改正　令和３年３月２５日条例第１０号）第１章　総則（趣旨）第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の４第１項第２号に基づく基準該当通所支援、法第２１条の５の１７第１項各号に基づく共生型障害児通所支援並びに法第２１条の５の１９第１項及び第２項の規定に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法第２１条の５の１５第３項第１号の規定に基づき、指定障害児通所支援事業の指定に必要な申請者の資格を定めるものとする。（定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（１）　通所給付決定保護者　法第６条の２の２第９項に規定する通所給付決定保護者をいう。（２）　指定障害児通所支援事業者等　法第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。（３）　指定通所支援　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援をいう。（４）　指定通所支援費用基準額　法第２１条の５の３第２項第１号（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。（５）　通所利用者負担額　法第２１条の５の３第２項第２号（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第２１条の５の２９第１項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。（６）　通所給付決定　法第２１条の５の５第１項に規定する通所給付決定をいう。（７）　支給量　法第２１条の５の７第７項に規定する支給量をいう。（８）　通所給付決定の有効期間　法第２１条の５の７第８項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。（９）　通所受給者証　法第２１条の５の７第９項に規定する通所受給者証をいう。（１０）　法定代理受領　法第２１条の５の７第１１項（法第２１条の５の１３第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第２１条の５の２９第３項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。（１１）　共生型通所支援　法第２１条の５の１７第１項の申請に係る法第２１条の５の３第１項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。（１２）　児童発達支援センター　法第４３条に規定する児童発達支援センターをいう。（１３）　多機能型事業所　第５条に規定する指定児童発達支援の事業、第６７条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第７８条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第９０条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第９８条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２９年鳥取市条例第５５号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第７９条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第１２４条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第１３５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第１４７条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第１５８条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第１７２条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）第３条　指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第２８条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。２　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。３　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。４　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。（４項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）（指定障害児通所支援事業者等の要件）第４条　法第２１条の５の１５第３項第１号（法第２１条の５の１６第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあっては、個人又は法人）であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。（１）　指定障害児通所支援事業者等の代表者若しくは役員等又は指定通所支援を提供する事業所の管理者が、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員であるもの（２）　指定障害児通所支援事業者等又は指定通所支援を行う事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第６条に定める者の支配を受けているもの第３章　医療型児童発達支援第１節　基本方針第６７条　医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。第２節　人員に関する基準（従業者の員数）第６８条　指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。（１）　医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数（２）　児童指導員　１以上（３）　保育士（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）　１以上（４）　看護職員　１以上（５）　理学療法士又は作業療法士　１以上（６）　児童発達支援管理責任者　１以上２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。３　第１項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。（準用）第６９条　第８条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。（管理者）第８条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。第３節　設備に関する基準（設備）第７０条　指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。（１）　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。（２）　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。（３）　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。２　指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。３　第１項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第１号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。第４節　運営に関する基準（利用定員）第７１条　指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を１０人以上とする。（通所利用者負担額の受領）第７２条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。２　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。（１）　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額（２）　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額３　指定医療型児童発達支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。（１）　食事の提供に要する費用（２）　日用品費（３）　前２号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの４　前項第１号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第２３条第４項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。５　指定医療型児童発達支援事業者は、第１項から第３項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。６　指定医療型児童発達支援事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。（障害児通所給付費の額に係る通知等）第７３条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、前条第２項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）第７４条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。（運営規程）第７５条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。（１）　事業の目的及び運営の方針（２）　従業者の職種、員数及び職務の内容（３）　営業日及び営業時間（４）　利用定員（５）　指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額（６）　通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）（７）　サービスの利用に当たっての留意事項（８）　緊急時等における対応方法（９）　非常災害対策（１０）　虐待の防止のための措置に関する事項（１１）　その他運営に関する重要事項（情報の提供等）第７６条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。（準用）第７７条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２７条（第４項及び第５項を除く。）から第３５条まで、第３７条、第３９条から第４２条まで、第４４条から第４８条まで、第５０条から第５３条まで及び第５５条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第７５条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項中「次条」とあるのは「第７２条」と、第２７条第１項及び第２８条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第３５条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第４４条第１項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５５条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第３号中「第３６条」とあるのは「第７４条」と読み替えるものとする。（本条…一部改正〔令和３年条例１０号〕）（内容及び手続の説明及び同意）第１３条　指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定医療型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第７５条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定医療型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。（契約支給量の報告等）第１４条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供するときは、当該指定医療型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定医療型児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第３項及び第４項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。２　契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。４　前３項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。（提供拒否の禁止）第１５条　指定医療型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定医療型児童発達支援の提供を拒んではならない。（連絡調整に対する協力）第１６条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第５０条第１項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。（サービス提供困難時の対応）第１７条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。第５２条第２項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定医療型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。（受給資格の確認）第１８条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）第１９条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。（心身の状況等の把握）第２０条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（指定障害児通所支援事業者等との連携等）第２１条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（サービスの提供の記録）第２２条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該指定医療型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定医療型児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定医療型児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。（指定医療型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）第２３条　指定医療型児童発達支援事業者が、指定医療型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。２　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、第７２条第１項から第３項までに規定する支払については、この限りでない。（通所利用者負担額に係る管理）第２５条　指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型児童発達支援事業者が提供する指定医療型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。（指定医療型児童発達支援の取扱方針）第２７条　指定医療型児童発達支援事業者は、次条第１項に規定する医療型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定医療型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、その提供する指定医療型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（医療型児童発達支援計画の作成等）第２８条　指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定医療型児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第５５条第２項第２号において「医療型児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。２　児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。３　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定医療型児童発達支援の具体的内容、指定医療型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した医療型児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて医療型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。５　児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、医療型児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。６　児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該医療型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。７　児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画を作成した際には、当該医療型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。８　児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成後、医療型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、医療型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該医療型児童発達支援計画の変更を行うものとする。９　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。（１）　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。（２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。１０　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する医療型児童発達支援計画の変更について準用する。（５項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）（児童発達支援管理責任者の責務）第２９条　児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。（１）　次条に規定する相談及び援助を行うこと。（２）　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。（相談及び援助）第３０条　指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。（指導、訓練等）第３１条　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。４　指定医療型児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。５　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定医療型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。（食事）第３２条　指定医療型児童発達支援事業所（医療型児童発達支援センターであるものに限る。第５項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。２　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜(し)好を考慮したものでなければならない。３　前２項の場合において、指定医療型児童発達支援事業者は、食事の材料に県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するように努めるものとする。４　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。５　指定医療型児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。（社会生活上の便宜の供与等）第３３条　指定医療型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。（健康管理）第３４条　指定医療型児童発達支援事業者（医療型児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。２　前項の指定医療型児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 障害児が通学する学校における健康診断通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断３　指定医療型児童発達支援事業所（医療型児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。（緊急時等の対応）第３５条　指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（管理者の責務）第３７条　指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。（勤務体制の確保等）第３９条　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定医療型児童発達支援を提供することができるよう、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者によって指定医療型児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。４　指定医療型児童発達支援事業者は、適切な指定医療型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（４項…追加〔令和３年条例１０号〕）（業務継続計画の策定等）第３９条の２　指定医療型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定医療型児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（本条…追加〔令和３年条例１０号〕）（業務継続計画の策定等に係る経過措置）第３条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、（中略）新指定障害児通所支援条例第３９条の２（新指定障害児通所支援条例第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。（定員の遵守）第４０条　指定医療型児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定医療型児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（非常災害対策）第４１条　指定医療型児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画を利用者及びその家族に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。（３項…追加〔令和３年条例１０号〕）（衛生管理等）第４２条　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業所において感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（１）　当該指定医療型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（２）　当該指定医療型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。（３）　当該指定医療型児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。（２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）（感染症の発生及びまん延の防止の対策等に係る経過措置）第４条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、（中略）新指定障害児通所支援条例第４２条第２項（新指定障害児通所支援条例第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。（掲示）第４４条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定医療型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。（２項…追加〔令和３年条例１０号〕）（身体拘束等の禁止）第４５条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（２）　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（３）　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。（１項…一部改正・３項…追加〔令和３年条例１０号〕）（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）第５条　この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、（中略）新指定障害児通所支援条例第４５条第３項（新指定障害児通所支援条例第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。（虐待等の禁止）第４６条　指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（１）　当該指定医療型児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（２）　当該指定医療型児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。（２項…追加〔令和３年条例１０号〕）（虐待の防止に係る経過措置）第２条　この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、（中略）第７条の規定による改正後の鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害児通所支援条例」という。）第３条第４項及び第４６条第２項（新指定障害児通所支援条例第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。（懲戒に係る権限の濫用禁止）第４７条　指定医療型児童発達支援事業所（医療型児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第４７条第１項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第３項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。（秘密保持等）第４８条　指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第２４条の２第１項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条第２項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。（利益供与等の禁止）第５０条　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１８項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。（苦情解決）第５１条　指定医療型児童発達支援事業者は、その提供した指定医療型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、その提供した指定医療型児童発達支援に関し、法第２１条の５の２２第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。４　指定医療型児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。５　指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。（地域との連携等）第５２条　指定医療型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者（医療型児童発達支援センターである医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。（２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）（事故発生時の対応）第５３条　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。２　指定医療型児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。３　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（記録の整備）第５５条　指定医療型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に定めるところにより保存しておかなければならない。（１）　決算書類　３０年間（２）　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　１０年間（３）　前２号に掲げる書類以外の記録　５年間２　指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定医療型児童発達支援を提供した日から５年間保存しなければならない。（１）　第２２条第１項に規定する提供した指定医療型児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録（２）　医療型児童発達支援計画（３）　第７４条の規定による市町村への通知に係る記録（４）　第４５条第２項に規定する身体拘束等の記録（５）　第５１条第２項に規定する苦情の内容等の記録（６）　第５３条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第７章　多機能型事業所に関する特例（従業者の員数に関する特例）第１０３条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項から第３項まで及び第５項、第７条（第３項及び第６項を除く。）、第６８条、第７９条第１項から第３項まで及び第５項、第９１条第１項並びに第９９条第１項の規定の適用については、第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第３項及び第５項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第７条第１項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第２号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第２項及び第４項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第５項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第７項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第８項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第６８条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第３号並びに同条第２項及び第３項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第７９条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第１号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第３項及び第５項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第９１条第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第９９条第１項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。（１・２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）（設備に関する特例）第１０４条　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。（利用定員に関する特例）第１０５条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第１２条、第７１条及び第８２条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて１０人以上とすることができる。２　利用定員の合計が２０人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第１２条、第７１条及び第８２条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。３　前２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第１２条、第７１条及び第８２条の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。４　第２項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第１２条、第７１条及び第８２条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。５　離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第２項中「２０人」とあるのは、「１０人」とする。(電磁的記録等)第１０６条　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第１４条第１項(第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。)、第１８条(第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。2　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。(本条…追加〔令和３年条例２７号〕)附　則（令和３年３月２５日条例第１０号）（施行期日）第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。附　則（令和３年６月３０日条例第２７号)この条例は、令和３年７月１日から施行する。ただし、第1条中鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第２１５条第１項の改正規定及び第７条中鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第６条第５項、第７条第７項及び第７９条第５項の改正規定並びに第８条の規定は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 | 審査適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | 備考附則附則附則附則 |

注）「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成２６年１月２３日障発０１２３第２号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）における各「主眼事項及び着眼点」に留意すること。

　　また、自立支援給付費に関しては、同「主眼事項及び着眼点」の「介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」の該当項目を中心に実施すること。